

西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会報告書

平成 27 年 4 月 30 日

西東京市

目 次

はじめに	1
1. 検証の目的	2
2. 検証の方法	
3. 事案の概要	
4. 事案の経緯と関係機関の関与状況	3
(1) 学校の関与	
(2) 教育委員会の関与	
(3) 子ども家庭支援センターの関与	
(4) 児童相談所の関与	
(5) ヒアリング調査について	
5. 明らかとなった課題・問題点	6
(1) 当該校にかかわる課題・問題点	
《児童虐待を認知する感受性について》	
《児童・生徒を理解する包括的な視点の欠如について》	
《児童虐待に関する組織体制上の課題について》	
(2) 要保護児童対策地域協議会における課題・問題点	
《子ども家庭支援センターの課題について》	
《教育委員会の課題について》	
《学校の課題について》	
《地域の課題について》	
6. 課題・問題点への対策・対応	11
(1) 学校にかかわる課題・問題点への対策・対応	
《児童虐待を認知する感受性について》	
《児童・生徒を理解する包括的な視点の欠如について》	
《児童虐待に関する組織体制上の課題について》	
(2) 要保護児童対策地域協議会における課題・問題点への対策・対応	
《子ども家庭支援センターの対策・対応について》	
《教育委員会の対策・対応について》	
(3) 児童虐待に対する組織体制の整備	
《子ども家庭支援センターの体制強化について》	
《教育委員会の体制強化について》	
7. 再発防止に向けて	17
参考資料	
西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会 委員名簿	19
西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会 開催経過	
西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会設置要綱	

はじめに

平成 26 年 7 月 30 日、西東京市において市立中学校生徒が自宅で自死するという痛ましい事件が発生した。

平成 12 年、児童相談所への虐待相談件数の増加や問題が深刻化していることから、児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うことなどを目的として児童虐待の防止等に関する法律が制定された。平成 16 年度の同法の改正では通告義務の範囲が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」まで拡大された。

今回の事案に関しては、所属中学校において 2 回、父親の暴力による男子生徒のアザを確認したが、所管する小平児童相談所や子ども家庭支援センターには通告や相談はなかったため、教育と福祉の連携を図りながら支援することがなく、当該生徒の自死を未然に防ぐことはできなかった。

かけがえのない若い命が失われた今回の事案については、重大かつ深刻な事態であると重く受け止め、尊い子どもの命を守ることができなかったことへの猛省に立ち、市として今後このような痛ましい事案が二度と起こらないよう、検証組織を立ち上げ本事案の事実の把握及び発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することになった。

なお、本事案については傷害罪及び自殺教唆罪にて起訴された父親の公判中であり、当該生徒が死亡に至った経緯等の詳細は明らかになっていない。従って、本事案の検証にあたっては、生徒が所属していた中学校をはじめとした関係機関の関わりの部分に焦点を当て、取扱い記録や関与した教職員等へのヒアリング調査などから必要な情報の整理と課題等の抽出を行った。

この調査結果に基づき、地域との連携、通告、相談体制の充実など再発防止のために必要な事項を検討した。

また、本事案は自死であったことから、家族の関係性などについても分析し、今後の事案対応の参考とした。

西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会

委員長 池澤 隆史

1. 検証の目的

平成 26 年 7 月に発生した西東京市立中学校生徒の死亡事案について、事実の把握及び発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とする。

2. 検証の方法

本事案については、傷害罪及び自殺教唆罪にて起訴された父親の公判中であり、中学 2 年生の児童（当時 14 歳、以下「本児」とする。）が死亡に至った経緯等の詳細は明らかになっていない。従って、本事案の検証にあたっては、本児が所属していた中学校をはじめとした関係機関の関わりの部分に焦点を当て、取扱い記録や関与した教員等へのヒアリング調査などから必要な情報の整理と課題等の抽出を行う。この調査結果に基づき、*¹ 要保護児童対策地域協議会における連携、通告、相談体制の充実など再発防止のために必要な事項を検討する。

3. 事案の概要

(1) 事件の概要

平成 26 年 7 月 30 日、西東京市で、父親から日常的に*² 児童虐待を受けていた中学 2 年生の本児が自死した事件。

父親は、同年 8 月 20 日に傷害罪、同年 11 月 19 日に自殺教唆罪で起訴され、現在公判中である。

各起訴状では、父親は、同年 7 月 29 日アパートにて、本児に対し殴る蹴るの暴行を加えて怪我をさせ（傷害罪）、「24 時間以内に自殺しろ。死ななかつたら、俺と弟が自殺する。」等と言って自殺を教唆し、翌日自殺させたとされている（自殺教唆罪）。父親は傷害については認めているが、自殺教唆については認めていない（第 2 回公判より）。

父親は、同年 6 月 13 日以降、本児を登校させていなかった。

(2) 児童及び家族の状況(平成 26 年 7 月 30 日現在)

- ・ 本児：西東京市立中学校 2 年生、長男、14 歳
- ・ 実 母：30 代
- ・ 養 父：40 代
- ・ 異 父 弟：2 歳

*¹ 要保護児童対策地域協議会

児童虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護または支援を図るために、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを協議する地域のネットワークのこと。

*² 児童虐待

保護者（親、または親にかわる養育者）によって子どもに加えられた行為で、単に「体を傷つける」ということだけでなく、子どもの心身の成長発達を妨げるような不適切な接し方をいう。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の 4 種類に分類され、ほとんどの場合、重複して起きる。

4. 事案の経緯と関係機関の関与状況

(1) 学校の関与

平成 25 年 4 月 12 日(金)	・身体測定を実施。本児はTシャツで実施する。担当教員として、特に気になることはない。
5 月 21 日(火)	・内科検診を実施。本児は上半身裸で実施する。担当教員として、特に気になることはない。また、医師からの申し送り事項もない。
6 月 8 日(土)	・運動会で本児が他の生徒にからかわれ、仕返しをしようとする。そのことについて運動会を見に来ていた父親に担任が話したところ、父親は担任に対して、子どもを強くしたいと思っているという趣旨の話をする。
6 月	・運動会の数日後、運動会の時のトラブルについて担任は父親と面談する。
11 月 19 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任が登校してきた本児の顔に片目全体を覆うようなアザがあることに気付く。 ・担任は本児に声をかけるが、本児は暴力によるアザであることを否定する。 ・午前中、当該学年の教員が、本児を呼び職員室で話を聞くが暴力であることは否定する。 ・下校前、別の教員が本児を呼び職員室で再度話を聞くと「洗濯物をたたまなかつたので（父親から）殴られた」と話す。 ・上記教員が中心となり、校内で相談し、家庭に連絡して眼科を受診させた方がよいと考え、そのことを担任から家庭に伝えるようにする。 ・担任は、母親に電話をし、眼科を受診させるよう要請する。 ・担任との話の中で母親は「やることをやらないので父親から殴られた。目に当てようと思って当てた訳ではない」と話す。 ・母親とのやりとりの報告を受けた担当教員は、担任に対して、母親が受診させないようであれば次の対応が必要であることを伝える。
11 月 20 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任が登校してきた本児に声をかけ、眼科に行ったことを確認する。 ・担任は念のため母親に電話連絡し、眼科に行ったことを確認する。 ・担任は母親が眼科に連れて行ったと言っていることを校長に報告する。
11 月 21 日(木)	・校内の「教育相談部会」において、本児の目のアザの件についての報告があり、協議の結果、直ちに児童虐待とは言えないため、注意深く見守ることとする。
12 月 2 日(月)	・脊柱側弯検診を実施。本児は上半身裸で実施したが、担当教員として、特に気になることはない。また、医師からの申し送り事項もない。
平成 26 年 4 月 21 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任が授業中に本児の目の下に小さなアザがあることに気付く。 ・担任が「(父親から) 殴られたのか」と尋ねると本児は「うん」とうなずく。 ・担任が「いつもなのか、大丈夫か」と尋ねると本児は「いつもではない。大丈夫」と答える。 ・担任は、学年の教員に本児の様子を見てほしい旨の話をする。
4 月 24 日(木)	・身体測定を実施。本児はTシャツで実施したが、担当教員として、特に気になることはない。
5 月 12 日(月)	・担任は学年会で、本児のアザについて報告し、情報共有を図る。

5月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・内科検診を実施。本児は上半身裸で実施したが、担当教員として、特に気になることはない。また、医師からの申し送り事項もない。
6月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・本児は、運動会の失敗を気にしており、閉会式に出たくない様子であったと、担任は記憶している。
6月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学年の教員が運動会の件について本児に尋ねたところ、大丈夫であると話す。
6月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親から欠席の電話連絡がある。 ・担任が折り返し電話連絡して、留守番電話に本児の様子を聞くことと時間割のメッセージを入れる。
6月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親から欠席の電話連絡がある。 ・担任が折り返し電話連絡して、留守番電話に本児の様子を聞くことと時間割のメッセージを入れる。
6月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親から欠席の電話連絡がある。 ・担任が折り返し電話連絡して、母親と話す。 ・母親は、本児は体調も悪くお腹にもちよっときてしていると担任に話す。 ・母親は、本児の気持ちの問題もあるので今週いっぱい欠席するかもしれないと担任に話す。
6月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任が母親に電話連絡をする。 ・担任はプリント類もたまっているため、「届けるため家庭訪問をしたい」と提案する。 ・母親は、本人の問題なのでしばらく休むことになるかと担任に伝える。 ・父親から担任に電話連絡がある。 ・父親は担任に、「本児は運動会のことを含む人間関係などの問題もあって落ち込むことやイライラすることがある。気持ちが不安定で今の状態ではしばらく学校に行かせられない」「本児を近くの母親の実家に預けている」「他の生徒には、本人のプライドもあるので、体調不良で休んでいると伝えてもらいたい」と担任に話す。
6月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は本児の状況確認のため、母親に電話連絡する。 ・担任が「どうですか」と尋ねると母親は「どうって言われても」と返事をする。
7月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は母親に電話連絡する。 ・担任は夏休み中の三者面談の予定と本児の様子を確認する。 ・母親が「本児は祖母の実家である山形に行っている」と担任に伝える。
7月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任が電話連絡をするが出ないため、台風対応の件と、三者面談について、留守番電話にメッセージを入れる。 ・父親から折り返しの電話連絡が担任にある。 ・父親から、本児は山形で少し落ち着いていると担任に話す。 ・担任は、本児を励ます意味で手紙を書いてよいかと父親に尋ねると、気持ちは嬉しいが、考えさせてくれと答える。

7月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任が父親に電話連絡する。 ・学校に置いてある本児の荷物について、取りに来てもらいたいと伝える。 ・父親が来校し、担任と面談する。 ・本児は2学期から学校に戻りたいと言っている。 ・父親はそのことを担任にお願いしてくると本児に言ってここに来たと話す。 ・父親は担任に本児が学校に行っても、最初からガンガンやらないでほしいと話す。 ・山形で本児が負傷し、迎えに行こうと思ったが、本児の足がまだ不自由なので、しばらく預けると父親は話す。 ・お盆のころまで預けると父親は話す。 ・三者面談を7月25日に設定したが、母親は仕事で来れないと父親が担任に話す。 ・担任は、「お盆過ぎに連絡をしましょうか」と提案すると、父親は「母親から連絡するので連絡を待ってほしい」と話す。 ・担任は待っていると父親に話す。
7月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・本児が自宅において自殺を図り、病院に搬送中である旨の電話連絡を田無警察署より副校長が受ける。 ・その後、田無警察署に出向いた校長が、本児の死亡について担当職員から伝えられる。

(2) 教育委員会の関与

本案件についての学校や地域からの児童虐待等の通告または相談はなかったので関与なし。

(3) 子ども家庭支援センターの関与

本案件についての学校や地域からの児童虐待等の通告または相談はなかったので関与なし。

(4) 児童相談所の関与

本案件についての学校や地域からの児童虐待等の通告または相談はなかったので関与なし。

(5) ヒアリング調査について

対象者 当該中学校長
 教育部教育支援課教育相談係長
 // 教育指導課指導主事

参加者 本検証委員会委員

5. 明らかとなった課題・問題点

(1) 当該校にかかわる課題・問題点

当該校では父親の暴力によるアザの確認（2回）をしたが、校内での情報共有に留まり「児童虐待疑い」として判断せず、児童虐待対応に至らなかった。そのため、子ども家庭支援センターや児童相談所に連絡することはなかった。

《児童虐待を認知する感受性について》

○平成 25 年 11 月、当該校の担任は本児のアザに気づき、本児に声をかけるが暴力を否定。担任は、本児は暴力を否定しているが、暴力の可能性を考え学年の教員に相談した。それぞれの教員が本児に聴取したところ、下校前に担当教員の聴取で、本児は、「父親から殴られた」と告白した。

○父親からの暴力によるアザであると覚知した段階で該当教員が、児童虐待（疑い）として管理職に報告し組織的な対応をすべきところであるが、管理職への報告は行わなかった。また、保護者が医療機関に受診させなければ、外部機関に通告しなければならないという考えを担任に伝えていた。

○翌日、担任は、本児と母親から医療機関への受診を確認し、第 1 学年の所属教員たちは保護者が本児を受診させたためしっかり対応したと評価して、校長にしばらく見守り続ける方針を報告した。校長からは、しっかり見守るよう指示するに留まった。

○その翌日、教育相談を要する生徒についての情報の交換や対応を検討するための校内組織である「教育相談部会」において、本児の目のアザの件についての報告があった。協議の結果、直ちに児童虐待とは言えないため、注意深く見守る方針と判断され、虐待（疑い）通告には至らなかった。

○平成 26 年 4 月、担任が本児の目の下のアザに気づき、本児より父親から殴られたことを聞き取った。担任は、本児が「いつもではない、大丈夫」といった言葉をそのまま受け止め、学年の教員に本児の様子を見てほしい旨の話をするにとどまった。

担任は、本児の様子が 1 年生の時より落ち着いているから大丈夫であると判断し、校長等への報告に至らなかった。

《*3 児童・生徒を理解する包括的な視点の欠如について》

○当該校の判断は、児童虐待の疑いに至らなかったため、本児が長期欠席（平成 26 年 6 月 13 日から同年 7 月 18 日の 27 日間の欠席）をした際に、不登校としての対応に終始した。本家庭と連絡を取り合い家庭訪問を提案するが、母親と父親の言葉をそのまま信じて受け取ったため、組織的な対応や家庭訪問まで至らず、その結果、本児を現認することはなかった。

*3 児童・生徒

ここでいう児童・生徒とは、小学生及び中学生の義務教育期間における子どものこと。

○本児の父親は状況や相手によって違った態度を見せていたため、対応する教員間で父親についての共通の認識を持ちにくい状況であった。また、学校の指導について強い口調で意見をする場面や本児の教育に熱心な場面を見ることがあり、これは教員間の協調性を揺るがす影響力があった。こうした特徴を理解するには専門的な訓練や知識を必要とするため、父親を児童虐待者として校内で認識することは困難であった。

○本児は、学校では多くの友人と楽しく過ごしていた。児童虐待が起こっていた家庭と学校生活との双方を成立させるためには両者が侵入し合わない関係を維持するよう、意識しないままに切り分ける心が働いていたと理解できる。その結果、仲の良い友達にも自分の状況について話すことがなかった。

○こうした状況の下、本児にかかわった教員は、アザを発見しても本人の言葉どおりに受け止めてしまい、本児の生育歴や家庭環境等の背景を考えた上でのアザの原因等について理解が及ばなかった。

○父親・母親などの家族関係を深く理解する視点が欠如していた。それは、教員の得られる情報量が少ないことや専門性を持たないことが原因と考えられる。その結果、本児のアザを母親に連絡した際、母親の説明した父親の殴った理由が、理解できる範囲に感じられたことや、母親が本児に医療を受けさせたことで、養育上問題がないものとみなしてしまった。

○本児は、学校生活において明るく元気で陽気な性格であり、時に落ち着きがないと見られる生徒でもあった。落ち着きのなさの背景には学校の内外でのことなど様々な要因を推測する必要があったが、明るく元気な側面が目立ちその本質的理解を阻害してしまった。

《児童虐待に関する組織体制上の課題について》

○当該校には、児童虐待対応の明確な組織や担当者を配置していなかった。そのため、「教育相談部会」や「学年会」などの組織で情報共有を図ることになり、児童虐待という認識での判断や対応には至らなかった。

○校内に児童虐待対応の明確な位置づけがされた担当者がいなかったため、他の暴力事案や不登校などの問題行動と同じ視点で学校は対応してしまい、不登校状態になった時に児童虐待の可能性を考慮した対応に至らなかった。

○大勢の教員が関わっていた中で、本事案について、それぞれの感じ方に温度差があった可能性がある。

○平成 25 年 11 月 20 日、通院の報告を受けた管理職は「追認・指示」をしており、そこに学校としての危機管理の体制が機能していなかった。

(2) 要保護児童対策地域協議会における課題・問題点

児童虐待を受けている子どもを始めとする*4 要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども及び家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するために、要保護児童対策地域協議会を開催しているが、本事案は児童虐待（疑い）通告には至らなかった。この事態に関し、本市における要保護児童対策地域協議会において、以下のような課題・問題点があると考えられる。

《子ども家庭支援センターの課題について》

○子ども家庭支援センターは各関係機関に対し、要保護児童対策地域協議会への積極的な連携を推進してきたが、本事案は児童虐待ケースとして取り扱われず、連携するに至らなかった。

○児童虐待の疑いがある場合には、子ども家庭支援センターと連携を図ることを周知していたが、事案発生後の調査において、市内小中学校から「子ども家庭支援センターに連絡・相談した後、学校としてどのように対応したらよいか不安に感じることがある」「児童虐待の通告が学校からの通告であると分かった場合、その後の保護者と学校の関係が悪くなることを懸念している」という意見があり、学校と子ども家庭支援センターの相互理解が不十分であったということが明らかとなった。

○要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、子ども家庭支援センター発行の「西東京市要保護児童支援ネットワーク対応の手引き」を用いて、関係機関に対し児童虐待についての「通告と通告後の流れ」、「支援・対応」、「傷・アザを発見した時の保護者への対応」について理解を求めているが、当該校においてはアザを発見した際に、児童虐待通告に至らなかった。

○子ども家庭支援センターは市報やホームページ、更に市民まつりや児童虐待防止月間などを通して児童虐待の啓発活動を行っているが、市民に対し、「児童虐待を発見する、または児童虐待が疑われるような場合は、市町村や児童相談所に通告しなければならない義務があること」について、周知不足があり、当該地域住民等からの情報を得ることができなかった。

○児童虐待をなくすためには、行政による要保護児童等への対応だけではなく、多様な子育て支援策の実施や、地域住民等による気づきや発見、更に相互支援などが重要である。子ども家庭支援センターはより積極的に啓発活動を行い、地域と協働して児童虐待の防止に努める必要がある。

○子ども家庭支援センターは児童虐待防止に向け、学校教員に対し、子ども家庭支援センターが行っている要保護児童等への対応や活動について理解を求める必要がある。そのため、支援が必要な子どもや家庭を適切な相談窓口につなげるためのスキルを伝えるとともに、関係機関との連携を行うケースマネジメントスキルの向上を図る必要がある。

*4 要保護児童等

要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦のこと。

○毎年開催している実務者研修に関して、学校の管理職が主に参加していたところであるが、参加しやすい日程・時間帯で開催し、より幅広い教員への参加を求める必要がある。

《教育委員会の課題について》

○教育委員会は外部との情報共有、要保護児童対策地域協議会のつながりが必要なことについて十分な周知を図っていなかった。

○教育委員会から学校に対して、「児童虐待通告」は「家庭を援助していく始まり」であるということについての周知が不足していた。

○教育委員会から学校に対して、生活指導主任が学校における児童虐待の主担当者であることについての周知が不足していた。

○教育委員会は、学校に対して東京都から配布されている「*⁵ 児童虐待防止研修セット」を使用した児童虐待防止研修を実施するよう指示していたが、集合型の一斉研修を行わなかったため、一人一人の教員の児童虐待に関する理解を深められなかった。

○教育委員会は、学校に対して子ども家庭支援センターと連携を図るよう周知を図ってきたが、学校と子ども家庭支援センターが児童虐待についての相互理解に欠けていたという実態を踏まえた対応が十分にできていなかった。

○教育委員会から学校に対して、長期にわたって欠席している児童・生徒については、その要因や背景は様々であることから、状況を適切に把握した上で対応を検討する必要があることや、その際に、長期にわたる欠席の背景に児童虐待が潜んでいる場合があるという認識をもち、本児の家庭等における状況の把握に特に努める必要があることについての周知が十分でなかった。

○学校が子ども家庭支援センターに相談した内容を教育委員会に報告するための様式等が、これまで無かったこと等、報告・相談しやすい仕組みが十分でなかった。

○教育委員会は児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高めるための研究を推進していたが、本児が自死に至った点を踏まえ、更に研究を深めていく必要がある。

*⁵ 児童虐待防止研修セット

児童虐待に関わる社会情勢等を踏まえ、研修等の質的な充実を図るため東京都教育委員会が作成し、各学校等へ配布している研修セットである。

○教育委員会から派遣する*⁶ スクールソーシャルワーカーは、週4時間の勤務であるため、定期的な巡回をするだけの時間を取ることができないので、学校から要請を受けて訪問することになっている。今回も、要請がなかったことから、当該校の状況を捉えることができなかった。

《学校の課題について》

- 当該校に限らず、本市立学校の教員の中には、児童虐待についての感度や意識が十分ではないことが懸念される。
- 当該校に限らず学校では、児童・生徒の家族構成や保護者の職業などについて、調査書等による実態把握を行っていない。そのため、家庭や地域での生活にかかわる情報の把握が困難である。
- 本市の学校現場では、現在の法律上の「児童虐待」について（「どのようなことが児童虐待にあたるか」等）十分な周知が図られていなかった。また、「中学生になれば（児童虐待を受けていても）自分で逃げられるのではないか」等の認識があった。
- 学校現場では、子ども家庭支援センター発行の「西東京市要保護児童支援ネットワーク対応の手引き」に記載されている児童虐待について判断する基準や児童虐待通告後の見通しについて周知されていなかった。
- 学校は不登校の対応として、「待つこと」を重視する対応ではなく、定期的な連絡や面談を行うなど、具体的な働きかけを行うことを意識して対応していたが、不登校の背景には児童虐待が潜んでいる場合があるという認識は十分に持っていなかった。
- 学校内に、児童虐待対応についてコーディネートする担当教員が選任されていないこと、また*⁷ スクールカウンセラーの勤務が週1日であることから、学校内での情報の連携及び共有が不足していた。

《地域の課題について》

- 近隣住民や保護者、民生委員・児童委員、主任児童委員等からも、学校や子ども家庭支援センターや児童相談所等へ情報提供や通告、相談が行われなかった。市民に対して、児童虐待への対応の周知が十分図られていなかった。

*⁶ スクールソーシャルワーカー

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行う専門家のこと。

*⁷ スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家のこと。

6. 課題・問題点への対策・対応

(1) 学校にかかわる課題・問題点への対策・対応

学校教育の場では、様々な支援を要する児童・生徒が存在している。それは単に学校の場で完結する問題ばかりではない。教員は、児童虐待を受けている児童・生徒にとって、保護者や養育者以外の最も身近な大人といえる。児童虐待を、家庭の問題、学校外の問題と切り離さず、他機関との情報共有や支援における連携等を視野に入れながら対応することが重要である。このことをふまえ、下記に対策・対応を記載する。

《児童虐待を認知する感受性について》

○個々の教員が、気づきを高められるよう実践的な研修を行う。

○身体測定や健診、体育等の場は、身体的虐待や*8 ネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意し、健診等の要項に児童虐待発見の視点を入れるとともに、養護教諭、医師、担任等を中心に組織的な取り組みを行うようにする。

○校長をはじめ、すべての教員が「児童虐待防止法の規程により、児童虐待の早期発見の努力義務・通告義務を課せられていること」、「要保護児童対策地域協議会の一員であること」また「児童虐待を発見しやすい立場にあること」を再認識し、児童虐待の予防及び早期発見に努め、要保護児童対策地域協議会の仕組み（他機関との情報共有や支援における連携等）を活かした対応を図る。

○西東京市においては、保護者等の暴力によって生じた怪我には児童虐待を疑い、子ども家庭支援センター・教育委員会・児童相談所に通告・相談することを教員の共通理解とする。

《児童・生徒を理解する包括的な視点の欠如について》

○児童虐待（疑い）は、同じ事態を見ても人によって評価や受け止めが異なること、また、学校が把握した情報だけでは、児童虐待（疑い）の可能性について疑いをもちにくい特性があることから、学校の中で問題を収めようせず、他機関との情報交換を行い、なるべく複数の視点からみた情報で判断していく必要がある。また、医療機関に受診した場合には、医療機関から情報収集することも重要である等からも、要保護児童対策地域協議会を活用していく。

○学校内で、生活指導主任を児童虐待対応の中心的役割に位置付け、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、組織的に児童虐待の早期発見・早期対応を図る。

*8 ネグレクト

養育の放棄または怠慢をいう。子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置（登校（登園）禁止、置き去り児等）、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

○学校は定期的な面談等を行い、児童・生徒が児童虐待を受けていないかについて把握するとともに、児童・生徒の声が大人に届く仕組みを作る。

○児童・生徒の心を理解するためには、児童・生徒とそれを取り巻く世界の間で、今まさに生起していること、またそこでどのように児童・生徒が感じているか等を理解する「横断的理解」と、児童・生徒が誕生してから今に至るまでの対人関係の歴史やその間にどのような思いを抱えてきたのか等を理解する「縦断的理解」の双方が必要である。それは教員のみでは困難であり、臨床心理士等の専門家や関係機関との連携を円滑に展開していくことができる体制を強化する。

○児童・生徒の抱える問題を正確に把握するためには、問題の背景となる家族関係や家庭生活を捉える必要がある。教員では難しい理解を専門家が行っていただけるように、スクールカウンセラーや関係機関の活用を充実させる。

《児童虐待に関する組織体制上の課題について》

○校長は、学校において児童虐待から児童・生徒を守ることは最重要事項であると位置づけ、教員指導を行う。

○生活指導主任等を児童虐待対応の担当とする。

○組織的に対応するための校内組織を設置し、児童虐待に係る定期的な情報共有及び体制強化策を構築する。また、事案発生ごとにこの組織を活用して対応する。これにより情報一元化を図り、通告の必要性の判断を行うほか、通告先である子ども家庭支援センター等との連携協力の下、必要に応じて児童の安全確保、保護者対応策についての協議も行う。

○一般的に児童虐待にいたる親は、親自身も同様の経験をしていることで性格に影響を受けていることがある。その知識を踏まえたうえで、教員間のチームワークを作っていくことが大切である。そのために気軽に相談できる専門家の配置や教員のバックアップ体制を整備する。

○子ども自身が「自分が児童虐待されている」ということを認識し相談できるよう、「どのようなことが児童虐待にあたるか」や児童虐待からの避難の仕方、相談方法・相談窓口について発達段階を踏まえた指導を行う。

(2) 要保護児童対策地域協議会における課題・問題点への対策・対応

ここでは、「5. 明らかとなった課題・問題点」で述べた要保護児童対策地域協議会における課題・問題点である、“児童虐待に関する相談方法・窓口等の周知不足”、“児童虐待に関する啓発不足”、“関係機関の連携不足”等に対し、課題を整理し、解決に向けた対策・対応を記載する。

《子ども家庭支援センターの対策・対応について》

○本事案に関して、児童虐待の疑いが持たれず通告に至らなかったことを踏まえ、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議及び実務者研修会、個別ケース検討会議などの機会を通して「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」等に基づき、児童虐待について適切な対応をするよう改めて依頼するとともに、関係機関の全職員等に周知するよう努める。

○児童虐待防止については全市的に取り組む必要があることから、子育て支援に関わる職員を「(仮称)児童虐待防止支援員養成講座」に参加させることにより、児童虐待防止に向けた取り組みの強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関職員に対するテーマ別研修等を開催することで、児童虐待への理解を深めるとともに児童虐待防止に確実に繋がるような職員のスキルアップを図る。

○学校現場では「どのようなことが児童虐待にあたるか」や「通告した後の流れ」といったイメージが持ちにくい。現在配布している「西東京市要保護児童支援ネットワーク対応の手引き」が概要版となっており児童虐待対応へのイメージが持ちにくいことから、改めて学校等関係機関ごとに児童虐待への理解を得られるような「(仮称)児童虐待防止のための発見・対応マニュアル(冊子)」を作成し、要保護児童対策地域協議会の関係機関職員へ配布し、児童虐待の防止を推進する。

○児童虐待への対策として、児童虐待を受ける子どもはもとより、児童虐待を行う親も含めたSOSのサインを、学校や保育園などの子どもの居場所や地域がいかにキャッチできるかが重要である。子ども家庭支援センターは要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待事案の早期発見・早期対応を図るために、学校をはじめ地域の関係機関との日頃からの連絡・調整を丁寧に行い“顔の見える関係”を築くことで連携を一層深める。

○民生委員・児童委員、主任児童委員は児童の福祉に職務上関係ある者として、日頃から地域住民や保育所、幼稚園、学校などの関係機関と密接に連携している。さらに、地域で子どもが何でも相談できる場所や人・機関が必要である。このことから、子ども家庭支援センターが民生委員・児童委員、主任児童委員との連携をさらに強めることで児童虐待への早期発見・早期対応に努めることが重要である。

○子ども家庭支援センターと学校の連携及び相互理解を深めるため、子ども家庭支援センターは、必要に応じて、学校の設置する児童虐待対応組織や研修会に参加し、児童虐待への対応などについて

助言を行うなど積極的な支援を行う。また、教育と福祉のつなぎ手としてのスクールソーシャルワーカーとの連携を強化する。

○児童相談所の一時保護等の法的対応や専門的機能が必要な事案については、東京ルール等を踏まえ、児童相談所との連携・協力を図る。

○児童虐待（疑い）については人によって評価や受け止め方が異なること、また、学校が把握した情報だけでは、児童虐待の可能性について疑いをもちにくいことなどから、子どもに関わる関係機関との情報交換を行い、なるべく複数の視点からみた情報で判断していく。

○要保護児童対策地域協議会における実務者会議や研修会の開催方法や回数さらに会議内容を見直し、関係職員の児童虐待防止への意識の向上と要保護児童等への対応能力の向上を図る。

○児童虐待防止推進月間等における啓発活動を強化し、市報・ホームページ・啓発物等を利用し、児童虐待についての周知を図るとともに、職員と地域住民の児童虐待防止に関する意識と理解が高まる機会となるようなシンポジウムの開催により、子ども家庭支援センターの認知度を高め、通告の意識と理解が高まるよう、市民への周知と啓発の充実を図る。

○子ども自身が「自分が児童虐待されている」ということを認識し相談できるよう、「どのようなことが児童虐待にあたるか」や相談方法・相談窓口について記載した啓発カードを作成・配布し、児童・生徒への周知を図る。

《教育委員会の対策・対応について》

○児童虐待防止に関する理解を深めるとともに通告義務の周知を図るために、「全教員を対象とした市教育委員会主催の研修会」及び「東京都等と連携した校内研修会」を実施する。

○教員の児童虐待に対する意識を一定の水準以上に保つため、毎年教員研修を実施する。さらに、職層に応じた教員研修の1つとして、児童虐待防止に関する研修も実施する。

○校内における児童虐待防止研修について、教材等の情報提供を図るなどの校内研修の実施について支援を継続していく。

○教員が児童・生徒との関係性を高め、児童・生徒の小さな変化に気付く力を養うための教員研修（仮称 西東京プログラム）を開発し実施していく。

○児童虐待に関する児童・生徒のサインや教員の小さな気付きを学校全体で共有する仕組みを校務支援システムの中に構築し、校内における未然防止策の充実を図る。

○学校からの報告を教育指導課・教育支援課で必ず情報共有し、学校に対して適切な支援を行う。また、集約した情報を分析して未然防止や組織的な対応のための指導に活かし、学校に情報の還元を図る。

○学校における児童虐待防止に関する組織的な対応を図るために、全市立学校に児童虐待防止を担当する組織を設置するとともに、関係機関と定期的な情報共有を図れるようにする。

○長期にわたって欠席している児童・生徒の状況把握を徹底するとともに、その背景に児童虐待が潜んでいる場合があるという認識をもち、児童虐待が懸念される時は、直接会って様子を確認する必要があること等についての周知を全教員に徹底する。

(3) 児童虐待に対する組織体制の整備

(1)及び(2)にて記載した対策・対応を行うにあたり、子ども家庭支援センター及び教育委員会では、組織体制を強化する必要がある。

ここでは、これらについて、具体的な対策・対応を以下に記載する。

《子ども家庭支援センターの体制強化について》

○子ども家庭支援センターは要保護児童対策地域協議会における学校をはじめとした関係機関に積極的な*9アウトリーチを行うことにより連携強化を図るとともに、地域や子育て支援に携わる機関における児童虐待等に関わる相談・通告について吸い上げやすい体制を築くことが求められている。

○子ども家庭支援センターは、地域で“顔の見える関係”を築くために5ブロック（実務者会議を構成する地区）に担当者を置き、各関係機関との連携を行っているが、年々増加する児童虐待通告や相談に即応し、適切な対応を行うためにも、児童虐待通告・相談窓口である子ども家庭支援センターの相談員の増員による体制強化を行う必要がある。

○近年、多様化・複雑化・複合化する要支援家庭への問題に対し、適切な支援を行うためには、的確に対応できる専門性を持った職員（ケースワークの経験を積んだ人材や必要とされる専門職）の配置が必要である。また、正規職員（相談員）の異動に際しては組織全体の対応能力が低下しないよう、異動の時期や配属する職種等の配慮が望まれる。

○要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議においては、児童虐待には貧困を背景とする養育環境の要因がある場合も多いため、援助方針を決定する上で、子どもを取り巻く環境について収集した情報を的確に蓄積し活用する必要がある。また、児童虐待への早期対応を行うためには、児童

*9 アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

相談所や警察等を含めた関係機関との個々のケースにおける情報照会に即応するシステム構築は不可欠である。

○子ども家庭支援センターは、年々増加する相談・活動件数に伴う、ケース対応記録等の情報を適正に管理・運用できるよう児童家庭相談システムの導入を行い、関係機関や地域との情報共有を密に連携し要保護児童等への早期対応を行うことが重要である。

《教育委員会の体制強化について》

○学校からの報告を教育指導課・教育支援課で必ず情報共有し、学校に対して適切な支援を行う。また、集約した情報を分析して未然防止や組織的な対応のための指導に活かし、学校に情報の還元を図る。

○市立小・中学校からの緊急相談や臨時相談等に対する支援及び子ども家庭支援センターとの連携を強化するため、教育支援課教育相談係の体制強化を行う必要がある。

○児童虐待等の早期発見及び早期対応のためには、学校内での「気づき」を支援につなげることが重要である。スクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーへの助言等、さらに、教員に対する教育相談研修の充実について、教育支援課教育相談係の心理技術職が担う必要がある。

○児童・生徒が生活の中で直面する学校内だけで解決することが困難な事例に対して、教育と福祉の連携を図りながら解決に向け支援を行うことを役割とするスクールソーシャルワーカーは、現在週4時間教育相談センターに配置し、学校等からの要請に応じて派遣している。児童虐待等の未然防止のためには、「気づき」に対して、その背景等を含めて見立てる必要があり、教育支援課教育相談係の心理技術職と密に連携を図ることが重要である。このことから、臨床心理士の資格を有し、教育と福祉の両面の知識を備えるスクールソーシャルワーカーの増員、勤務時間を増加させることにより、学校を巡回し対応できる体制に変更することで、日常的に学校内においてスクールカウンセラーと連携し、児童・生徒及び保護者、また教員等の相談に応じる必要がある。

○スクールカウンセラーは、東京都より各小中学校に週1日年間35日配置されている。相談件数は、年々増加傾向にあるとともに複雑化また多様化している状況である。東京都のスクールカウンセラーを補助する役割として、市独自にスクールカウンセラーを配置することにより、相談業務の充実を図るとともに、「気づき」を適切な支援につなげるため、体制を強化する必要がある。

7. 再発防止に向けて

本事案は、父親から日常的に児童虐待を受けていた中学2年生の児童が自死に至ったものである。

当該校では、父親の暴力によるアザを2回確認したが、校内での情報共有に留まり「児童虐待扱い」としての判断に至らなかったため、所管する小平児童相談所や西東京市子ども家庭支援センターに通告や相談はなく、児童虐待の対応をするに至らなかった。また当該校では、当該生徒が不登校になった際、児童虐待の可能性を考慮した対応に至らなかった。

これは、児童虐待を認知する感受性が低かったこと、児童・生徒を理解する包括的な視点が欠如していたこと、児童虐待に関する組織体制が十分でなかったことが主な原因と考えられた。

しかし、本委員会にて検証を行ううちに、児童虐待に関する相談方法・窓口等の周知が不足していた点、児童虐待に関する啓発が不足していた点、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携が不十分であった点が明らかとなり、本事案について児童虐待を疑うことができず、結果として当該生徒が自死に至ったことは、当該校だけでなく、それぞれの組織及び市全体の責任でもあると考えるに至った。

このことの痛切な反省に立ち、今後の再発防止に向けた取り組みを徹底して行っていく必要がある。

児童虐待のように、子どもにとって受け入れ難い状況にあるとき、本人は意識することなく、怒りや苦痛の感情が心の奥底に押し留められ、現実をそのまま訴えることができなくなることから、周囲が気づきにくい子もある。さらに、児童虐待は、目に見える身体的なものばかりではなく心理的虐待も発生する。このような状況であっても、児童虐待の兆候を見逃さず、早期発見・早期対応を行い、家庭への適切な支援を行っていくためには、関係機関は要保護児童等が置かれている家庭や生活環境の情報収集に努め、さらに家庭をとりまく地域の意識を高めるための活動に取り組む必要がある。

市町村においては、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の改正により、第一義的に児童家庭相談の窓口を担うこととなり、要保護児童対策地域協議会が設置されている。この組織を活用し、一機関だけで抱え込むことなく、情報交換による共通認識を持ち、それぞれの役割分担を協議・実践し、お互いが支え合いながら要保護児童等の支援に取り組んでいきたい。

これまでも、子どもの命と人権を守るため、児童虐待防止に向けた啓発や関係機関の連携強化など、多くの取り組みが行われてきた。しかし、児童虐待相談は増加の一途を辿り、子どもたちの尊い命が失われる事件も後を絶たない。本市では、市長部局をはじめ、子どもたちに関係する各機関及び子どもたちの周りにいるすべての人々が、児童虐待についての認識を深め、地域でなんでも相談できる場所・人を育てていくことで、未来ある子どもたちの命が守られる社会を創るための取り組みを進めていきたい。

参考資料

西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会 委員名簿

(1) 庁内委員

所属等	氏名	
	平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から
副市長	池澤 隆史	
教育長	江藤 巧	
福祉部長	鈴木 利枝子	成田 始
子育て支援部長	金谷 正夫	
教育部長	櫻井 勉	
教育部 特命担当部長	坂本 眞実	南里 由美子
福祉部 生活福祉課長	成田 始	石橋 尚
子育て支援部 子ども家庭支援センター長	磯崎 修	日下部 美智子
教育部 教育指導課長	田中 稔	
教育部	内田 辰彦 (主幹)	西川 幸延 (統括指導主事)
教育部 教育支援課長	渡部 昭司	

(2) 専門委員

所属等	氏名(敬称略)
東京都児童相談センター 児童福祉相談専門課長	坂本 靖
東京都児童相談所 非常勤弁護士	池田 清貴

(3) アドバイザー

所属等	氏名(敬称略)
帝京大学大学院教職大学院教授	坂本 和良
東洋大学社会学部長社会福祉学科教授	森田 明美
ファミリーメンタルクリニックまつたに 院長	松谷 克彦

(4) オブザーバー

所属等	氏名(敬称略)	
	平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から
東京都小平児童相談所長	谷津 洋子	田口 正治

西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会 開催経過

実施・予定日	回	内 容
平成 26 年		
9 月 18 日	第 1 回	検証委員会について（名称・体制・予算） 検証内容と今後のスケジュール
9 月中		教育委員会内部ヒアリング結果の作成
10 月 9 日	第 2 回	委員及び委員会について 経過報告 検証内容の検討及びスケジュール
11 月 4 日	第 3 回	事案の概要確認（成育歴、本事案における関係機関の動き） 事案における課題・問題点の抽出 検証委員会のスケジュールについて
11 月 28 日		ヒアリング調査（学校関係者等）
12 月 8 日	第 4 回	事案における課題・問題点の整理 教育委員会・市長部局内部検証の報告 中間のまとめ骨子案について
12 月 25 日		検証委員会アドバイザーからの意見聴取
平成 27 年		
1 月 8 日	第 5 回	中間のまとめ案の検討 市の児童相談体制、児童虐待への取り組み等の確認 再発防止策案の検討
1 月 27 日	第 6 回	中間のまとめについて 再発防止策の検討 報告書作成に向けて
2 月 13 日		中間まとめの報告
2 月 23 日	第 7 回	報告書案の検討（個人情報削除・まとめ・アドバイザーの意見）
2～3 月		アドバイザーからの意見聴取
4 月 20 日	第 8 回	報告書について
4 月 30 日		アドバイザーの意見を踏まえ、報告書提出

西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会設置要綱

第1 設置

平成26年7月に発生した西東京市立中学校生徒の死亡事案（以下「本件事案」という。）について、事実の把握及び発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として、西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、第1に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本件事案の経過について関係機関から報告を受け、本件事案に係る問題点及び課題の検証を行うこと。
- (2) 前号の規定により検証を行った本件事案に係る問題点及び課題を踏まえ、再発防止策について市長に報告すること。
- (3) その他本件事案の検証及び再発防止に必要なこと。

第3 組織

委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 福祉部長
- (4) 子育て支援部長
- (5) 教育部長
- (6) 教育部特命担当部長
- (7) 福祉部生活福祉課長
- (8) 子育て支援部子ども家庭支援センター長
- (9) 教育部教育指導課長
- (10) 教育部教育支援課長
- (11) 教育部主幹

第4 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会の経過及び結果を市長へ報告する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6 専門委員

委員長は、必要があると認めるときは、委員会に第3各号に掲げる者のほか、教育、児童虐待等に関する専門知識を有する者を専門委員として加えることができる。

2 前項の規定による専門委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払うことができる。

第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

第8 任期

委員の任期は、第2各号に規定する所掌事項が終了するときまでとする。

第9 庶務

委員会の庶務は、子育て支援部子ども家庭支援センターにおいて処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から適用する。